

小牧市政記者クラブ同時

2023年8月23日(水)
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 中村、山田
ダイヤル 052-961-7255
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 中根、高橋
内線 3045、3050
ダイヤル 052-954-6225

小牧市における地下水汚染について

2022年8月2日に公表しました日本特殊陶業株式会社(名古屋市東区)の小牧市内の同社小牧工場における土壌汚染について、土壌汚染の拡散防止措置として地下水のモニタリング調査を実施していたところ、別物質の地下水汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

日本特殊陶業株式会社

(2) 報告年月日

2023年8月23日(水)

(3) 汚染が判明した土地の所在地

日本特殊陶業株式会社 小牧工場

愛知県小牧市大字横内字下割子^{よこうち しもわりご}277番1の一部

(4) 地下水調査結果

次表のとおり県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号。)に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過地点数 /調査地点数
テトラクロロ エチレン	0.016mg/L (1.6倍) ^注	0.01mg/L 以下	1 / 7

注:()内は地下水基準に対する倍率を示す。

(5) 当該地の現在の状況

汚染が判明した井戸から地下水流向の下流側における敷地内井戸では地下水基準に適合しており、敷地外への地下水汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、引き続き愛知県土壌汚染等対策指針に基づき地下水モニタリングを行い、今後の地下水モニタリング状況に応じて適切な措置を実施します。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導します。

3 事業者の連絡先

日本特殊陶業株式会社 グローバル戦略本部

コーポレートコミュニケーション室 齋藤 淳

住所 愛知県名古屋市東区東桜一丁目1番1号

電話 052-218-6248

4 調査対象地の概要

当該地では 1962 年に日本特殊陶業株式会社小牧工場が開設されてから、現在まで内燃機関用スパークプラグの製造等を行っています。

今回汚染が判明したテトラクロロエチレンの取扱履歴がありますが、当該物質に係る施設等の異常、漏洩事故の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考 1

2022 年 8 月 2 日（火）公表内容

小牧市における土壌・地下水汚染について

日本特殊陶業株式会社（名古屋市東区）が小牧市内の同社小牧工場において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導します。

1 報告内容

(1) 報告者

日本特殊陶業株式会社

(2) 報告年月日

2022 年 8 月 2 日（火）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

日本特殊陶業株式会社 小牧工場

愛知県小牧市大字岩崎^{いわざき}字西市^{にしはば}2808番 7 及び大字岩崎原新田^{いわざきはらしんでん}字下市^{しもはば}281番 4 の各一部

(4) 報告の根拠

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

(ア) 第一種特定有害物質

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過土壤 検出深度	超過地点数 ／代表地点数	超過区画数 ^{注2} ／調査区画数 ^{注3}
トリクロロ エチレン	0.13mg/L (13倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.05m	1 / 3	13 / 148

注1：()内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：代表地点で基準超過が確認された場合、当該代表地点が属する検出範囲内の区画は基準超過とみなされる。

注3：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

(イ) 第二種特定有害物質

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
六価クロム 化合物	0.52mg/L (10倍) ^{注1}	0.05mg/L 以下	1.95～2.45m	1 / 148
シアン化合物	0.9mg/L	検出されない こと	0～0.85m	3 / 148
鉛及び その化合物	0.020mg/L (2.0倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m	1 / 148
ふっ素及び その化合物	4.1mg/L (5.1倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～0.5m	4 / 148
ほう素及び その化合物	2.8mg/L (2.8倍) ^{注1}	1mg/L 以下	0～0.5m	1 / 148

注1：()内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

次表のとおり法に規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤含有量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	11,000mg/kg (73倍) ^{注1}	150mg/kg 以下	0～0.5m	1 / 148

注1：()内は土壤含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

次表のとおり法に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過地点数 ／調査地点数
トリクロロ エチレン	0.16mg/L (16倍) ^注	0.01mg/L 以下	1 / 5

注：()内は地下水基準に対する倍率を示す。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、建屋、コンクリート舗装等で覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

また、地下水基準超過が確認されていますが、地下水流向の下流側にある敷地内井戸では地下水基準に適合しており、敷地外への地下水汚染の拡散のおそれは

ありません。

2 今後の対応

報告者は、深度調査により汚染範囲を把握した上で、措置を検討します。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、法に基づき土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

参考 2

○ 基準を超過した特定有害物質について

- ・テトラクロロエチレン

高濃度のテトラクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められることがあり、比較的低濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が現れることがあります。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）では、テトラクロロエチレンをグループ 2 A（人に対しておそらく発がん性がある）に分類しています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）